

賃上げ及び投資の促進に係る税制の概略 (旧所得拡大促進税制)

1. 所得拡大促進税制

従来の『所得拡大促進税制』は、平成 30 年 3 月 31 日までに開始する事業年度を最終適用事業年度として廃止されました。

2. 賃上げ及び投資の促進に係る税制の創設

所得拡大促進税制が廃止されるのに伴い、新たに『賃上げ及び投資の促進に係る税制』が創設されました。適用期限は、平成 30 年 4 月 1 日から平成 33 年 3 月 31 日までの間に開始する各事業年度となります。

3. 賃上げ及び投資の促進に係る税制の概要

青色申告法人に対して適用され、次の表のように、大法人（中小法人以外）か中小法人（資本金が 1 億円以下等の法人）により、取扱いが変わります。

法人規模	適用要件（次の各項目毎に記載要件の全てを満たす場合）	税額控除
大法人	① 前事業年度の継続雇用者給与等支給額が0円でない。 ② 継続雇用者給与等支給額が前事業年度より3%以上増加している。 ③ 国内設備投資額が当期減価償却費総額の90%以上である。	雇用者給与等増加額の15%を税額控除（上限は調整前法人税額の20%）
	① 前事業年度の継続雇用者給与等支給額が0円でない。 ② 継続雇用者給与等支給額が前事業年度より3%以上増加している。 ③ 国内設備投資額が当期減価償却費総額の90%以上である。 ④ 教育訓練費が直前2事業年度の平均額より20%以上増加している。	雇用者給与等増加額の20%を税額控除（上限は調整前法人税額の20%）
中小法人	① 前事業年度の継続雇用者給与等支給額が0円でない。 ② 継続雇用者給与等支給額が前事業年度より1.5%以上増加している。	雇用者給与等増加額の15%を税額控除（上限は調整前法人税額の20%）
	① 前事業年度の継続雇用者給与等支給額が0円でない。 ② 継続雇用者給与等支給額が前事業年度より2.5%以上増加している。 ③ 教育訓練費が前事業年度より10%以上増加している、または、中小企業等経営強化法13条1項の認定を受け、実施されていることの証明がある。	雇用者給与等増加額の25%を税額控除（上限は調整前法人税額の20%）

継続雇用者とは、以下の全てを満たす者を指します。

① 前事業年度及び適用年度の全ての月分の給与等の支給を受けた国内雇用者である。

② 前事業年度及び適用年度の全ての期間において雇用保険の一般被保険者※である。

※ 雇用保険の適用事業に雇用される労働者であって、1週間の所定労働時間が20時間未満である者等（雇用保険法の適用除外となる者）以外は、原則として、「被保険者」となります。「一般被保険者」とは、「被保険者」のうち、高年齢被保険者（65歳以上の被保険者）、短期雇用特例被保険者（季節的に雇用される者）、日雇労働被保険者（日々雇用される者、30日以内の期間を定めて雇用される者）以外の被保険者のことをいいます。

③ 前事業年度及び適用年度の全てまたは一部の期間において高年齢者雇用安定法に定める継続雇用制度の対象となっていない

※ 「継続雇用制度」対象者は、高年齢者雇用安定法に基づくものに限り、具体的には、就業規則に「継続雇用制度」を導入している旨の記載があり、かつ雇用契約書か賃金台帳等のいずれかに、継続雇用制度に基づき雇用されている者である旨の記載があることが条件です。

当期減価償却費総額の内容

減価償却資産（国内外の全ての減価償却資産）につき適用年度においてその償却費として損金経理をした金額（前期等の償却超過額を除き、特別償却準備金として積み立てた金額を含む）の合計額です。

関連する経済産業省のHP：<http://www.meti.go.jp/policy/economy/jinzai/syotokukakudaisokushin/syotokukakudai.html>

関連する中小企業庁のHP：<http://www.chusho.meti.go.jp/zaimu/zeisei/syotokukakudai.html>